

訴 状

2013年（平成25年）12月19日

福岡地方裁判所小倉支部民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 服 部 弘 昭

当事者の表示

別紙原告被告一覧表・代理人一覧表のとおり

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金7,370,000円

貼用印紙額 金40,000円

予納郵券額 金6,100円

目 次

【請求の趣旨】	頁
【請求の原因】	頁
第1 当事者	頁
1 原告ら	頁
2 九州朝鮮高校の概要	頁
3 被告	頁
第2 事案の概要	頁
1 はじめに	頁
2 無償化法の概要	頁
(1) 目的と趣旨	頁
(2) 無償化法の規定の概要	頁
3 就学支援金制度について	頁
(1) 受給権者と制度の概要	頁
(2) 無償化規則	頁
(3) 規則ハ号の基準	頁
(4) 規則ハ号規定の内容	頁
4 朝鮮学園不指定の経緯	頁
5 外国人学校の中で朝鮮高校のみ無償化の対象外とされていること	頁
6 本件のポイント	頁
7 国内外からの批判	頁
第3 審査放置の違法性	頁
1 結論	頁
2 審査・応答義務の懈怠	頁
(1) 被告の注意義務	頁
ア 関連法規	頁

イ	本件に関する審査基準等	頁
(2)	注意義務違反を基礎づける事実（2年2か月以上にわたる放置）	頁
(3)	本件処分の違法性	頁
ア	違法性判断の基準	頁
イ	相当期間の認定方法	頁
ウ	9か月ないし13か月で処分がなされていること	頁
エ	相当期間は13か月である	頁
オ	特別の事情の不存在	頁
カ	小括	頁
第4	規則ハ号の削除及び不指定の違法性	頁
1	被侵害利益	頁
(1)	総論	頁
(2)	平等権（憲法26条、14条）	頁
(3)	無償化法で具体化された権利	頁
ア	総論	頁
イ	中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利	頁
ウ	民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利	頁
(4)	小括	頁
2	違憲・違法性	頁
(1)	国の行為の不合理性	頁
(2)	規則ハ号を前提にすると、朝鮮高校は当然、無償化の対象校として指定を受けるべきであること	頁
(3)	小括	頁
第5	損害論	頁
1	慰謝料	頁
2	弁護士費用	頁

3	まとめ	頁
第6	最後に	頁

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告ら各自に対し、金11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 当事者

1 原告ら

原告らは、いずれも、日本で出生し、特別在住者の在留資格または日本国籍を有する子どもであり、2010年（平成22年）4月1日から現在に至るまで、学校法人福岡朝鮮学園（以下、「福岡朝鮮学園」という。）が運営する九州朝鮮中高級学校（以下、「九州朝鮮高校」という。）高級部に在籍していた、または在籍している者である。

原告らの国籍は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「朝鮮共和国」という。）国籍、大韓民国（以下、「韓国」という。）国籍若しくは日本国籍である。

詳細は別紙原告一覧表記載のとおりである。

2 九州朝鮮高校の概要（甲5、甲6）

(1) 九州朝鮮高校は、以下のとおり、学校教育法を始めとする日本国の関係法令の認可等を受けた私立学校であり、その意味では他の私立高校と何ら異なるところはない。

(2) 学校教育法上の位置づけ、所在地等（甲5、第1条ないし第4条。甲6）

九州朝鮮高校は、福岡朝鮮学園が設置運営するいわゆる中高一貫教育を実施する私立学校であり、北九州市八幡西区折尾3丁目5番1号に所在している。

また、九州朝鮮高校は、学校教育法134条に基づき、福岡県知事より「各

種学校」の認可を受けている。なお、同条にいう各種学校とは、学校教育に類する教育を行う教育施設であり、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（学校教育法134条3項に基づく各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されるものである。

(3) 九州朝鮮高校の目的、民族教育施設としての意義

学校教育法に基づき、中学校及び高等学校に準じた民族教育を実施し、併せて朝・日両国の親善に寄与しうる人材の育成を目的とする(甲5、第1条)。

九州朝鮮高校では、日本語と英語の授業を除いてすべての授業科目が在日朝鮮人自らが日本語を日常的に使用する子ども達の実情に合わせて編纂した朝鮮語教科書により、朝鮮語で教授されており、学校内の会話も朝鮮語で行うとされている。このような朝鮮語教授の質的な水準の高さにより、九州朝鮮高校の子ども達は日本語を基本的に使用しながらも、朝鮮語の読み書き会話の高い能力を身につけており、そのため、出自にかかわる朝鮮共和国、韓国との交流が活発である。

在日朝鮮人として生まれ、九州地方に居住する在日朝鮮人の子どもが、九州朝鮮高校を選択して学ぶことは、後述するように、日本国憲法及び日本が批准する国際人権諸条約の規定から、法的に保障されているといえる。

(4) 沿革

福岡県在住の在日朝鮮人らは、太平洋戦争終戦後、1945年（昭和20年）9月ころから、北九州市や福岡市内に朝鮮語講習所を設立し始めた。

1947年（昭和22年）には、これらの講習所は、朝鮮人小学校（朝鮮初等学院）として発展した。

その後、紆余曲折を経て、1956年（昭和31年）4月、九州朝鮮中高級学校が創立された。同校は、同年12月には福岡県知事より「各種学校」の認可を受けた。

これを皮切りとして、以降、福岡県内各地に朝鮮初級学校や幼稚園が創立

された。

1964年（昭和39年）8月には、福岡朝鮮学園が福岡県知事より学校法人として認可され、以降、福岡県内の各初級学校も、福岡県知事より「各種学校」として次々と認可され、県内の全朝鮮学校が同認可を受けた。

(5) 入学資格、生徒数、生徒の籍等

ア 入学資格

九州朝鮮高校は、韓国及び朝鮮共和国にルーツがあれば、一定の学力を要件として、国籍及び外国人登録の国籍欄の記載は問わず、入学資格を認めている（甲5、第11条）。

イ 生徒数、生徒の籍

前記アの帰結として、九州朝鮮高校には、日本国籍や韓国籍を有する生徒が存在する。

2010年（平成22年）度から2012年（平成24年）度の生徒の国籍の内訳を以下に記す。

2010年度	朝鮮籍	韓国籍	日本籍	その他	計
高3	18	15	0	0	33
高2	17	10	1	0	28
高1	8	8	1	1	18
2011年度	朝鮮籍	韓国籍	日本籍	その他	計
高3	17	10	1	0	28
高2	8	8	1	1	18
高1	14	13	4	0	31
2012年度	朝鮮籍	韓国籍	日本籍	その他	計
高3	8	8	1	1	18
高2	14	13	4	0	31
高1	14	14	2	0	30

2013年度	朝鮮籍	韓国籍	日本籍	その他	計
高3	14	13	4	0	31
高2	14	14	2	0	30
高1	10	15	1	0	26

(6) 九州朝鮮高校の修業年限、教育課程等

修業年限は、3年である（甲5、第4条。甲7、第3条）。

週授業時数は30時間（甲5、第7条）、年間授業時数は1050時間である（甲5、第9条。甲7、第4条）。

教育課程及び時間割は、（甲5、第7条第2項）のとおりであり、時間割の詳細は文部科学省に提出済みである。

いずれも学校教育法の委任を受けた各種学校規程を満たしている。

(7) 九州朝鮮高校卒業後の進路等

2004年（平成16年）度以降、学校教育法施行規則第69項第6号「入学資格審査」により、すべての国公立大学への受験が可能となっている。現に、同校の生徒の進路は、朝鮮大学校のみならず、日本の大学ないし専修学校、日本企業等の多岐にわたっている。

(8) 部活動その他

九州朝鮮高校には、サッカー部、バスケットボール部、美術部、吹奏楽部、舞踊部、カヤグム（伽倻琴）部等の部活動があり、日本国内の公式戦にも参加している。

高校総体については、1993年（平成5年）3月以降、中体連については、1997年（平成9年）4月以降、参加が認められている。

その他、JR通学定期券の割引率について、1994年（平成6年）3月までは、同じ学校であるにもかかわらず、朝鮮学校の学生には割引適用がないという差別を受けていたが、同年4月以降は、学校教育法1条校並に改正されている。

(9) 以上のとおり、九州朝鮮高校は、実質的に一私立学校として、民族教育施設としての特色を持ちつつも、他の高校と何ら異なることはないものである。

3 被告

被告は、高等学校修学支給金の支給対象となる外国人学校を指定する権限及び同指定の基準である省令等を制定・改廃する権限を有する文部科学大臣並びに文部科学大臣に対する指揮監督権を有する内閣総理大臣が所属する国である(関係法令等については、甲1ないし甲4)。

第2 事案の概要

1 はじめに

本件は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(甲1。以下、「無償化法」という。)が2010年(平成22年)4月1日に成立・施行されたのに伴い、福岡朝鮮学園が同年11月27日、同法を受けて制定された「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」(甲3。以下、「無償化規則」という。)第1条第1項第2号ハの規程(以下、「規則ハ号」という。)に基づき文部科学大臣の指定を求める申請を行ったところ、被告が、同月23日に起きた朝鮮共和国と韓国の軍事衝突事件を契機に、当時の民主党政権における菅直人内閣総理大臣の指示により九州朝鮮高校等に対する指定審査を停止し、それから約2年3ヶ月も経過し、自民政権となった2013年(平成25年)2月20日に至るまで決定を出さず、同日、文部科学大臣下村博文が規則ハ号を廃止するとともに、九州朝鮮高校を含む全朝鮮高校について、無償化法の対象として指定しない旨の処分を行ったことに対して、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償請求するものである。

2 無償化法の概要

(1) 目的と趣旨

無償化法は、①今日、高等学校等は、その進学率が約98%に達し、国民

的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用については社会全体で負担していくことが要請されていること、②高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること、③諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（甲 8。以下、「A規約」という。）においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されているところ、日本はこの規定を留保していたことからこの留保の撤回に向けた施策を進めることが求められていたこと、等の理由から、制定に向けた議論が進められてきた（甲 9。第 174 回国会衆議院文部科学委員会第 3 号（以下、衆参両議員における各委員会での議論については「衆議院〇号」という形で略する。）における川端国務大臣の提案理由）。

その結果、2010年（平成22）3月31日、無償化法が成立、同年4月1日に施行され、2012年（平成24）9月、被告は上記A規約13条2項（b）、（c）の留保を撤回した。

無償化法第1条は、同法の目的について「この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。」と定めている（甲 1）。

(2) 無償化法の規定の概要

無償化法は、第1条の目的を実現するため、①公立高等学校授業料の無償化と、②私立高等学校等の生徒に対する高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）支給を柱としている。

具体的には、①公立高校においては、授業料を原則不徴収とした上で、授業料に相当する経費の一部を、国から地方公共団体に交付する（甲1、第3条）。一方で、②私立高等学校等においては、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、就学支援金として一定額（年額118,800円）を支給する（甲1、第4条等）。

本件では、九州朝鮮高校に在学する生徒に対する就学支援金の不支給が問題となっているので、以下、就学支援金制度について見ていく。

3 就学支援金制度について

(1) 受給権者と制度の概要

就学支援金の受給資格を有するのは、「私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」である（甲1、第4条）。学校法人たる私立高等学校等ではなく、日本国内に住所を有する生徒又は学生「個人」がその受給権者となっている。

就学支援金の支給を受けようとする生徒は、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に対し、受給資格の認定を求める（甲1、第5条）。

認定を受けた生徒は、都道府県知事から就学支援金を受給することになるが（甲1、第7条1項）、事務手続上の煩雑回避の観点から、「支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。」（甲1、第8条）とされている。

就学支援金を受けるにあたり、生徒又は学生は（私立）高等学校等に在学していることが必要とされており、その「高等学校等」の定義については、無償化法第2条において、「高等学校」、「中等教育学校の後期課程」、「特別支援学校の高等部」、「高等専門学校」、「専修学校及び各種学校」と規定されている。

無償化法制定時に問題となったのは、この中の「各種学校」、特に九州朝鮮高校のような「外国人学校」の取り扱いであった。

この点、衆議院7号6頁(甲10)において、各種学校はどうかという質問に対し、政府サイドからは「その中の外国人学校だけを評価の対象とするところまでは整理をしております」と答弁されているように、各種学校全般(自動車学校等も各種学校である)について無償化の是非が議論されたわけではなく、外国人学校についてのみ無償化対象の可否が議論された。これは、外国人学校については、学校教育法124条により「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」との文言があるため専修学校ではないが、実質的には日本の高校と同等の教育が行なわれていることから、無償化の対象の是非が議論されたのである。

そこで、外国人学校を念頭においた「各種学校」については、括弧書きで「これらのうち高等学校の過程に類する過程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り」という要件を設けつつ、そこに在学する生徒又は学生についても受給権が認められることとなった。「高等学校の過程に類する過程」についての判断は「専門的・技術的判断」を要するとして、文部科学大臣にその判断を委ねたのであった。

(2) 無償化規則

無償化法2条1項5号の規定を受けて、外国人学校が無償化法の適用対象となる旨の段取りを定めるため、文部科学大臣は、2010年(平成22年)4月1日、文部科学省令たる無償化規則を制定した(甲3)。

無償化規則は「高等学校等の課程に類する課程を置くもの」として、以下のものを掲げた。

「イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたものであって、文部科学大臣が指定したもの」

これは、例えば大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの（ドイツ学校、韓国学校等の民族系外国人学校）である。

「ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの」

これは、例えば国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナル・スクール）である。

「ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」

これは、上記イ、ロに形式的には該当しないが、国交がない等の理由でここに在学する生徒について、教育面で差別的な取り扱いをすることは国際的にも到底許されることではないため、設けられた規定である。この規則ハ号は、無償化法制定の段階から、九州朝鮮高校を初めとする全国の「朝鮮高校」を主に想定して、無償化法を適用するために設けられた規定と言っても過言ではなかった。

(3) 規則ハ号の基準

規則ハ号については、文部科学省は、2010年（平成22年）5月26日、「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」（以下「検討会議」という）を設置し、適用対象に関する議論を進めた。

そして、同年8月30日、「高等学校の過程に類する過程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」という報告を行なった（甲11）。

ここでは、「外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一の見解である。」（甲11、

15頁)とされた。

文部科学大臣は、同年11月5日、検討会議における議論に基づき、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項2号ハの規定に基づく指定に関する規定」(以下「規則ハ号規定」という)を制定した(甲4)。

(4) 規則ハ号規定の内容(甲4)

規則ハ号規定においては、修業年限が原則3年(第2条)、授業時数年間800時間(第3条)、1クラス原則40人以下(第4条)、高度な授業科目(第5条)、適切な教員人数(第6条)、専門的教育を受けた教員(第7条)、校地面積(第8条)、校舎設備及び面積(同9条乃至11条)、財務情報の提供(第12条)、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校運営(第13条)が規則ハ号の認定を受けるための基準と定められた。

4 朝鮮学園不指定の経緯

(1) 上述したように、規則ハ号規定が制定されたのは、2010年(平成22年)11月5日のことであった。そして、同月27日に九州朝鮮高校は、自身を無償化の対象となる学校として指定するよう申請を行なった。

しかし、これに先立って、被告(当時の総理大臣は菅直人)は、同年11月24日に朝鮮半島の延坪島で発生した砲撃事件と関連付け、文部科学大臣に九州朝鮮高校を初めとする朝鮮高校について、無償化対象とするための審査手続の停止を指示し、同月25日、文部科学大臣は同審査手続の停止を発表した。

(2) 九州朝鮮高校は、11月27日、規則ハ号規程第14条第1項に基づく申請を行なった(甲12)が、審査手続の停止により、2011年(平成23年)3月末日となっても同審査手続は停止されたままであった。そのため、同年3月に卒業した生徒は、就学支援金の支給を受けられなかった。

- (3) 2011年（平成23年）8月29日、当時の菅直人首相は、文部科学省に九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮高校に対する審査手続を再開するよう指示した。

しかし、その後も文部科学大臣からの判断は行われず、これにより、2012年（平成24年）3月に卒業した生徒も就学支援金の支給を受けられなかった。

- (4) 2012年（平成24年）12月の衆議院議員総選挙において、自民党政権が復活した。

そして、同月28日に開催された閣僚懇談会で、下村博文文部科学大臣が「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、現時点の指定は国民の理解が得られないので、不指定の方向で検討したい」と提案し、安倍晋三総理大臣がこれを了承した。これはまさしく、政治的・外交的考慮はしないという無償化法制定時の議論を無に帰するものであった。

政府は、野党時代の自民党が議員立法で提出した法案をベースに、朝鮮学校が指定される根拠となる規則ハ号を削除することとし、2013年（平成25年）2月20日、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給にかかる法律施行規則の一部を改正する省令」（以下、「本件規則を改正する省令」という）が制定され、それによって規則ハ号は削除された。

- (5) 2013年（平成25年）2月20日、文部科学大臣は、九州朝鮮高校の申請について、規則ハ号に基づく指定については、規則ハ号を削除したこと及びこれまで規則ハ号規程に基づき九州朝鮮高校の基準への適合性を審査したが、規則ハ号規程の13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由に、指定しないとの処分をした（以下、「本件処分」という。）（甲13）。

なお、規則ハ号規程13条の定めは次の通りである（甲4）。

「(適正な学校運営)

13条

前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」

(6) 被告の処分結果のため、2013年(平成25年)年3月の九州朝鮮高校卒業生も就学支援金の支給を受けられなかった。

5 外国人学校の中で朝鮮高校のみ無償化の対象外とされていること

現在、日本国内には、多数の外国人学校が存在する。日本と国交のある欧米系の外国人学校、韓国系の外国人学校はもちろんのこと、日本とは国交のない台湾(中華民国)系の学校も無償化の対象となっている。

なお、規則ハ号に基づく申請との関係では、2011年(平成23年)8月30日にトルコ系のホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクールが、同年12月2日には韓国系のコリア国際学園が、いずれも規則ハ号に基づき無償化法の対象となる旨の指定を受けている(甲14、甲15。その後、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクールについては、無償化規則1条1項第2号ロによる指定に移行している)。

重要なことは、無償化法の適用を申請して、無償化法の適用除外となったのは朝鮮高校だけという事実である。しかも、被告は、朝鮮高校を不指定とするにあたり、規則ハ号を削除し、今後の審査可能性すら閉ざしたのである。

6 本件のポイント

(1) 本件は在日朝鮮人・韓国人社会に対する差別・偏見の現れであること

本件のポイントは、被告の行為が、在日朝鮮人・韓国人社会に対する差別・偏見の現れであり、所謂、外国人の人権享有主体性等が問われる事案とは一線を画するということである。

すなわち、無償化法により就学支援金の受給権を持つのは、学校ではなく

「生徒個人」であり、朝鮮高校は代理して受領するに過ぎない。そして、朝鮮高校に所属する生徒には、在日朝鮮人だけではなく、在日韓国人もいる。さらには日本国籍の生徒もいる。本件では、このような国籍に着目してなされたのではなく、在日朝鮮人社会の象徴である朝鮮高校に所属していることの一事をもって、不支給差別を受けているのである。

いわゆる単純な外国人差別の事案ではないという点に本件の特徴がある。

(2) 在日の問題を考えるにあたって

無論、日本国籍の生徒もいるとは言っても、朝鮮高校に所属する生徒の多くは、いわゆる在日朝鮮人・在日韓国人である。本件は上述のとおり、国籍差別の事案ではないが、在日社会の問題を考えるにあたり、1つ気を付けるべきポイントがある。

それは、この在日朝鮮人・在日韓国人の問題を「外国人」というカテゴリーで括ることは、もはや現実にそぐわないということである。

例えば、他の欧米系の外国人であれば、例外はあるが、その多くは自らの母国で生まれ育ち、親の仕事の都合等で日本にやって来る。そして、彼らは一定年数日本で過ごした後、母国に帰ることになる。

一方、在日朝鮮人・在日韓国人はどうか。彼ら彼女らは、戦前に朝鮮半島から日本にやって来て、そのまま日本列島において定着した生活を送っている。その多くが、生まれてから死ぬまで日本列島で生活してきた。そして、在日社会は、既に2世、3世の世代となり、今や4世、5世といった時代に突入しつつある。4世、5世となる彼ら彼女らが朝鮮半島に帰ることはまずない。祖国に対する憧れはあっても、生活の本拠は日本である。彼ら彼女らは日本で生まれ育ち、日本人の友人を持ち、これからもそうして生活していく。そのような一生を日本で過ごし、祖国に帰ることは現実的でない在日朝鮮人・韓国人について、国籍がないという理由のみで、単純に「外国人」というカテゴリーで語ること自体、もはや時代にそぐわない。在日朝鮮人・在

日韓国人については、その生活実態に照らして、あらゆる分野で日本国民と同等の法的保護を保障すべきである。

この点は、芦部憲法においても「わが国に定住する在日韓国・朝鮮人および中国人については、その歴史的経緯およびわが国での生活の実態等を考慮すれば、むしろ、できるかぎり、日本国民と同じ扱いをすることが憲法の趣旨に合致する。」と指摘されているとおりである。

(3) 小括

繰り返しになるが、本件は、在日朝鮮人社会の象徴ともいえる朝鮮高校を高校無償化の対象外とするという形で、在日朝鮮人社会に対する日本社会の差別・偏見が典型的に現れた事案である。

被告は、今後、本件の中で、朝鮮共和国の拉致問題等が解決していないといった外交上の理由を持ち出すであろう。

しかし、いわゆる朝鮮共和国問題は、日本において平穏に生活する朝鮮高校の生徒たちとは全く関係のないことである。全く関係のない朝鮮高校の生徒たちに、朝鮮共和国問題の存在故の不利益を負わせるのは不合理極まりない。また、このような外交上の問題を教育の場に持ち出すこと自体、不合理である。

このような不合理な取り扱いの原因は何であるか。それは、日本国内に根深く存在する在日朝鮮人社会に対する差別・偏見であり、このような差別・偏見こそまさに本件の本質である。

7 国内外からの批判

被告が朝鮮高校だけを無償化の対象としないことについて、国際連合の経済的、社会的、文化的権利に関する委員会が「差別」であり、平等に適用することを要求している（甲17）だけでなく、日本弁護士連合会をはじめ、多くの都道府県弁護士会が、朝鮮高校を無償化の対象とすることを求める会長声明を公表している（甲18の1～18の21）。

第3 審査放置の違法性

1 結論

本件処分は、原告番号50～67の申請から実に2年2か月以上経過した後に行われた処分であるが、原告番号1と同様の申請を行なった各種学校（外国人学校）については遅くとも申請から約1年3か月で申請に対する許可処分が行われていること等を踏まえれば、本件処分は申請に対して行政庁が相当期間内に応答すべき義務（行政事件手続法7条）に違反する「違法」（国家賠償法1条1項）な処分である。

したがって、実体的違法（本書面第4）について審査するまでもなく、被告は原告らに対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

2 審査・応答義務の懈怠

(1) 被告の注意義務

ア 関連法規

被告は、申請に対する処分を行うにあたっては、審査基準を定めよう（行政事件手続法5条）、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定めるよう努めるとされている（行政事件手続法6条）。

そのうえで、被告は、申請を受けた場合遅滞なく審査を開始し、申請者に対し応答すべき注意義務を負っており（行政事件手続法7条）、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされている（行政事件手続法8条1項）。

イ 本件に関する審査基準等

本件処分についても、2010年（平成22年）3月31日に高校無償化法が成立し、同年4月1日から同法が施行されたことを受けて、同年8月に「ハ号」の基準（以下「本件審査基準」という。）が発表され、同年11月には文科大臣によりハ号に基づく指定に関する規程が公布されてい

る。同規程により、申請期限を同年11月30日とされたため、原告番号1を含む朝鮮高校10校も前同日までに申請を済ませている。

したがって、被告は原告番号50～67の申請がなされた時点で事前に公表した審査基準に従い遅滞なく審査を開始する義務を負っていた。

(2) 注意義務違反を基礎づける事実（2年2か月以上にわたる放置）

しかし、原告番号67は2010年（平成22年）11月27日に規則ハ号に基づく申請を行ったにもかかわらず、その後、実に2年2か月以上もの間、同申請は許可されることも拒否することもなく放置された。そして、2013年（平成25年）2月20日、被告は前同申請について「不許可」処分を行った。

(3) 本件処分の違法性

ア 違法性判断の基準

宇賀克也教授は、「申請に対する不作為の違法を理由とする国家賠償に関する従来の裁判例」を分析し、「申請の処理に通常要する期間を相当期間とし、これを徒過した場合には特別の事情がない限り違法とするのが一般的傾向である」と整理している。事実、そのような判断枠組みを採用する裁判例が散見され、したがって、従前の裁判例及び学説を踏まえると、本件処分についての違法性審査も上記判断枠組みに従うことになる。

イ 相当期間の認定方法

行政事件手続法第6条は、申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるべき義務を規定しており、本件における相当期間を認定するにあたっては、同条に基づき被告が定めた期間を重要な資料とすべきである。

ところが、被告は行政事件手続法第6条に違反して標準処理期間を定めていないため、かかる観点からの相当期間を認定することができない。

そのため、本件処分について相当期間を認定するためには、原告番号1

以外にハ号に基づく申請（以下、「ハ号申請」という。）をし、それに対する処分がなされた例を基準にするほかない。

ウ 9か月ないし13か月で処分がなされていること

外国人学校が規則ハ号申請を行ない、それに対する指定処分がなされた実例は2例ある（トルコ系のホライズン・ジャパン・インターナショナル、大韓民国系のコリア国際学園）。そのうち、ホライズン・ジャパン・インターナショナルについては申請から約9か月後の2011年8月にハ号に基づく指定を受けており、コリア国際学園については許可申請から約13か月後の2011年（平成23年）12月20日にハ号に基づく指定を受けている。

エ 相当期間は13か月である

上記2校に係るハ号申請について、審査期間に影響する事情（短期間での審査を可能とする事情）は、少なくとも被告が公表している事実からは認められない。

よって、本件審査基準に基づく審査に通常要する期間は長くとも申請後13か月である。

オ 特別の事情の不存在

さらに、原告番号50～67について、相当期間（申請から13か月）を徒過して審査を継続すべき特別の事情も認められない。

カ 小括

以上から、原告番号50～67の規則ハ号申請から13か月が経過した2011年（平成23年）12月には相当期間が経過しているところ、本件処分は相当期間満了時から、更に約13か月もの期間が徒過した2013年（平成25年）2月によりやうく行われたというのであるから、本件処分が「申請に対して行政庁が相当期間内に応答すべき義務」（行政手続法7条）に違反する違法な処分であることにもはや疑問の余地はない。

よって、被告は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

第4 規則ハ号の削除及び不指定の違法性

1 被侵害利益

(1) 総論

本件では、被告が規則ハ号を削除し、九州朝鮮高校について不指定処分を行うことで、九州朝鮮高校に所属する生徒の就学支援金の受給権又は受給に向けた期待権が侵害された。

九州朝鮮高校には韓国籍や日本国籍を持つ生徒も在学しているが、その国籍の如何を問わず、朝鮮高校に所属する生徒については全国一律に就学支援金の支給が否定されている。このような「朝鮮高校に通う生徒」であるが故の受給権の否定は、生徒等の平等権を侵害するものであると同時に、無償化法で具体化された中等教育を無償で受ける権利及び民族教育を受ける権利を侵害し、違憲・違法である。

(2) 平等権（憲法26条、14条）

人は皆、平等である。国の政策において平等に取り扱いを受ける権利を有する（憲法14条）。

特に、教育とは人が自らを発展させるために非常に重要な機会である。そのため、教育分野においては、無差別・平等の保障は特に貫徹されなければならない。教育の分野において、特に平等原則が貫徹されるべきことは、憲法26条が改めて教育の平等を謳っている点にも現れている。

また、このような教育の平等は、世界人権宣言第26条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「A規約」という。）2条2項及び同13条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「B規約」という。）26条子どもの権利条約2条及び28条、人種差別撤廃条約5条(e)の(v)の各条規に明記されている。

以上のように、教育に関する政策には、平等が強く要請される。これは、

憲法上の要請でもあるし、国際人権条約上の要請でもある。

(3) 無償化法で具体化された権利

ア 総論

無償化法の制定により、中等教育を無償で受ける権利及び民族教育を受ける権利が具体化された。規則ハ号の削除及び九州朝鮮高校の不指定は、これらの権利を侵害し、違憲・違法である。

イ 中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利（憲法26条）

憲法26条の教育を受ける権利に社会権的側面が存在することは、判例・学説上、通説である。もちろん、この社会権的側面を実現するには立法作業が必要であるが、26条の社会権的側面を単なるプログラム規定と考えるべきではない。

学習権の充足が人格形成上、不可欠であること、及び未成年である生徒自らは学習環境を整えることができないという立場を考慮すると、社会権的側面についても具体化の要請が強く、かつ法律による具体化により憲法上の権利に昇華する抽象的権利というべきである。

そして、以下の経緯を踏まえた無償化法の制定により、この権利は既に具体的権利となっている。

A規約13条2項(b)は「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」と規定し、中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利は国際人権条約上保障されている。このような中等教育の授業料に対する経済的援助が実施されていないのは、国連加盟国の中で日本とマダガスカルだけであった。

このような国際的な潮流を踏まえ、日本においても、2010年（平成22年）3月31日に無償化法が制定された。こうして、日本国憲法下に

においても、中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利が具体的権利となった。

ウ 民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利（国際人権条約、憲法13条、26条）

朝鮮高校では、朝鮮民族としての民族教育が行なわれている。このような民族教育を受ける権利を尊重することは国際的な常識であるし、個人の尊厳を謳う日本国憲法13条もこれを保障している。

B規約27条及び子どもの権利条約30条は「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定し、民族文化に関する各民族の自己決定の尊重を謳っている。

そして、これを踏まえて「マイノリティ権利宣言」（1992年（平成4年）12月18日国連採択）3項は「国家は、可能な場合は常に、マイノリティに属する者が自らの母語を学び、母語で教育を受ける十分な機会を得られるよう適切な措置をとらなければならない」と規定している。

憲法前文及び98条2項は国際協調主義を謳っており、無償化法はこのような民族教育の重要性を痛感している国際的な潮流を踏まえて、制定されたものである。無償化法は受給主体の国籍や教育内容を問わず、中等教育を受ける者に受給権を与えた法律であり、この無償化法の制定により、民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利も具体化した。

(4) 小括

無償化法は中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利及び民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利を具体化した法律である。

そして、以下述べる通り、中等教育が行なわれている朝鮮高校についてのみ、無償化の対象から除外するのは言語道断であり、違憲・違法である。

2 違憲・違法性

(1) 国の行為の不合理性

ア まず、被告は、2010年（平成22年）11月23日、延坪島砲撃事件を理由に、朝鮮高校に対する規則ハ号に基づく申請に対する審査手続を凍結した。

イ その後、2011年（平成23年）8月の審査凍結解除後、8月のうちにホライゾン・ジャパンインターナショナルスクールは指定を受け、同年12月にコリア国際学園は指定を受けた。

それにも関わらず、それ以降、2013年（平成25年）2月に至るまで、朝鮮高校のみハ号に基づく申請に対する審査を受けられない状態が続いた。被告はその理由を明らかにしていないが、これが政治的意図に基づくものであることは明らかである。

このように2012年（平成24年）1月以降、ハ号に基づく申請を行ないながら、待たされ続けていたのは朝鮮高校だけであった。

ウ そのような中、被告は、2013年（平成25年）2月20日に規則ハ号を削除した。

このような規則ハ号の削除は、朝鮮高校についての規則ハ号に基づく再審査可能性も根絶する手法である。

これは朝鮮高校のみを将来に渡って無償化の対象外とするよう狙い撃ちにしたものである。

エ しかも、このような規則ハ号の削除は委任の範囲を逸脱する。

すなわち、無償化法が「高等学校の課程に類する課程」について、文部科学省令に基準を委ね、文部科学大臣にその判断を委ねたのは、各種学校、特に外国人学校には多種多様なものが存在し、それらが「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かについては「専門的・技術的」判断を要するからである。そして、無償化法は、専門的・技術的判断の判断権者とし

ての文部科学大臣の検討・判断能力に期待したのである。

このような無償化法の趣旨からすると、規則ハ号のように文部科学大臣の判断権限を羈束する規定は必須である。

この点、規則イ号は大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの（ドイツ学校、韓国学校等の民族系外国人学校）である。一方、規則ロ号は国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナル・スクール）とされる。そうすると、規則イ号については国交のない国の系列の学校には適用可能性のない規定であるし、規則ロ号でいう学校評価団体はヨーロッパを中心とする団体で欧州以外で国交のない国の系列の学校はカバーできない。すなわち、規則イ号、規則ロ号のみでは、後期中等教育の過程に実質的に該当するか否かの判断対象に、全ての外国人学校（特に朝鮮学校）を包含できない。

このように規則イ号、規則ロ号のみでは包含できない場合を想定して、規則ハ号が設けられたのである。この点は、法律制定直後の文部科学大臣談話で「しかし、これらの方法では確認できない、後期中等教育に相当する外国人学校が存在し得ると考えられることから、同号において、(イ)(ロ)に加え、(ハ)・・・と規定し、これらについても制度の対象としております。」と述べられている通りである（甲16）。

このように、規則ハ号は無償化法の制定趣旨から見ると、まさに文部科学大臣の判断権限に期待するという無償化法の要請に則った重要な規定であった。規則ハ号の削除は、無償化法が想定した文部科学大臣の判断権限を放棄したに等しい。これは無償化法による法律の委任の範囲を逸脱する。
オ そして、重要なことは、最終的に不指定になった外国人学校は「朝鮮高校だけ」という事実である。

今回の無償化法制定に伴い、多くの外国人学校が無償化の対象として指

定された。日本と国交のある欧米系の外国人学校、韓国系の外国人学校はもちろんのこと、日本と国交のない台湾系の外国人学校も無償化の対象と指定されている。

それにも関わらず、不指定となったのは「朝鮮高校だけ」である。

この客観的事実だけから見ても、今回の朝鮮高校の不指定がいかに不合理なものかが分かる。

カ 結局のところ、被告は、朝鮮共和国問題という外交上の理由を教育の場に持ち込んだ。

しかし、まず、朝鮮共和国問題と原告らの教育の問題とは全く別次元の話である。この2つの議論は結びつけて考えることは不当である。

また、このような外交上の理由を教育政策の場面に持ち込むこと自体、言語道断である。

そもそも無償化制定の段階の議論では、外国人学校の指定については「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一の見解である。」と明言されていた。

それにも拘わらず、外交上の理由を持ち出して規則ハ号を削除し朝鮮高校を無償化の対象から除外したのは、無償化制定時の議論を全く無に帰すると同義である。

(2) 規則ハ号を前提にすると、朝鮮高校は当然、無償化の対象校として指定を受けるべきであること

朝鮮高校が就学支援金の対象校として認定を受けるためには、同校が、「高等学校相当基準」を充たしている必要がある（甲1、第2条。甲2、第1条1項2号）。

そして、朝鮮高校が「高等学校相当基準」を充たしているかという点については、朝鮮高校生への高校無償化適用基準となる「規則ハ号規定」の要件

を朝鮮高校が満たしているか否かで判断するものとされている。

規則ハ号規定は、検討会議が発表した「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準」を受けて、朝鮮高校の「高等学校相当基準」の充足の有無を制度的・客観的に判断するために定められたものである。

したがって、朝鮮高校の「高等学校相当基準」の充足の有無を判断するにあたって、朝鮮高校の教育内容や外交上の問題を考慮することは違法であり、朝鮮高校が「規則ハ号規定」の要件を満たしている場合、当然に、朝鮮高校を高校無償化の対象校として認定されなければならない。

以下、規則ハ号規定について検討する。

ア 規則ハ号規定第2条

九州朝鮮中高級学校学則（甲5）第4条から明らかなおり、九州朝鮮高校の就業年限は原則として3年とされていることから、第2条の要件を満たす。

イ 規則ハ号規定第3条

九州朝鮮高校の授業時数は、第1学年が1050時間（週当授業時間数30×35）、第2学年が1050時間（週当授業時間数30×35）、第3学年が文系810時間（週当授業時間数30×27）、理系864時間（週当授業時間数32×27）であり、いずれの学科も1年間にわたり800時間以上であるから、第3条の要件を満たす。

ウ 規則ハ号規定第4条

2010年（平成22年）11月当時、九州朝鮮高校には、第1学年在籍生徒数21名に対して、1学級、第2学年在籍生徒28名に対して1学級、第3学年在籍生徒33名に対して2学級が設けられており、各学年の在籍生徒数を均等に分けていることから、一の授業科目について同時に授業を行う生徒は40人以下となっており、第4条の要件を満たす。

エ 規則ハ号規定第5条

九州朝鮮高校は、日本の中学校と同等の教育を行っている各朝鮮学校中級部ないし日本の中学校を卒業した者、または相当年齢に達し、中級部（中学校）を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者に入学資格を認めており、中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して教育を施している。また、九州朝鮮高校学則記載の授業科目及び各教科年間指導計画表記載の教育内容及び生徒の各種資格取得状況、卒業生の進路・進学状況からも明らかなおり、九州朝鮮高校では、中学校又はこれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目が開設されていることから、第5条の要件を充たす。

オ 規則ハ号規定第6条

2010年（平成22年）11月当時、九州朝鮮高校の在籍生徒は合計82名であり、教員は、常勤の教員が17名、非常勤の教員が4名の合計21名であった。

同第6条第1項によれば、生徒数82名の指定教育施設においては、教員を5名以上置かなければならないことになるが、上記のとおり、九州朝鮮高校においては21名の教員が置かれていたのであるから、同項の要件を充たす。

また、同条第2項によれば、教員の半数以上が専任教員でなければならず、専任教員数は3人を下回ることができないとされているが、九州朝鮮高校では、21名のうち半数以上の17名が専任教員であるから、同項の要件を充たす。以上のとおり、第6条の要件を充たす。

カ 規則ハ号規定第7条

九州朝鮮高校の教員採用基準は以下のとおりとされており、同校の教員は同基準をいずれも充足していることから、第7条の要件を充たす。

記

朝鮮高級学校の教員になるためには、次の各号に該当する者で、その担当する教育に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

一、朝鮮大学校の教育学部、その他の学部及び研究員（大学院に相当する課程）で必要な単位を取り、採用試験（朝鮮大学校で行う卒業試験、筆記及び論文審査）に合格した者

二、日本の高等学校教員免許を持つ者

三、学士（大学、短期大学）の学位を有する者

四、その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

二号から四号に該当する者は書類審査及び面接審査を行い、採用するかどうかを判断する。

キ 規則ハ号規定第8条

九州朝鮮高校の校地は、総面積21592.010平方メートルあり、総面積1103.750平方メートルの校舎等を保有するのに必要な面積の校地を備えている。

また、校舎等を保有するための校地のほか、運動場（8000.000平方メートル）及び体育館（1055.310平方メートル）等の施設のための用地も備えていることから、第8条の要件を充たす。

ク 規則ハ号規定第9条

九州朝鮮高校には、各学年2教室が設けられており、理科室、音楽室、コンピューター室、視聴覚室等、各教科に必要な専用の教室も備えられている。その他にも、職員室、教務部室、教務部事務室等も必要な付属施設も完備されている。また、図書室及び保健室等も備えられており、第9条の要件を充たす。

ケ 規則ハ号規定第10条

生徒数82名の九州朝鮮高校においては、原則305平方メートル以上

の校舎の面積が必要とされているところ、同校の校舎の総面積は1103.750平方メートルであるから、校舎に関する上記必要面積を充足しており、第10条の要件を充たす。

コ 規則ハ号規定第10条

九州朝鮮高校は、設備の状況を記載した書類のとおり、コンピューター、各種体育設備、楽器、実験用具等の各種設備を備えており、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えていることから、第11条の要件を充たす。

サ 規則ハ号規定第12条

九州朝鮮高校においては、学校点検及び評価の状況、積極的な情報提供の状況、財産目録等の備え付け及び閲覧の状況を記載した書類のとおり、自己点検・評価及び学校関係者点検・評価については朝鮮語で作成して保護者に公表しており、今後は、日本語版も作成してホームページ等にて公表することを予定している。

また、同校では、公開授業や学父母会等を開催して年間事業報告を行うとともに、報告書を学校関係者、学父母、賛助者等に配布している。

さらに、同校では、ホームページで学校の活動・運営に関する情報を開示しているほか、随時、日本の議員、教育関係者らからの希望に応じて、学校見学、授業参観を受け入れていることから、第12条の要件を充たす。

シ 規則ハ号規定第13条

九州朝鮮高校では、財産目録、事業報告書を毎年度作成して、それを受けて監査等もなされており、その結果に関する情報開示も実施されていることから、高等学校等就学支援金の授業料に係る弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営が適正に行われていることは明らかであり、第13条の要件を充たす。

ス 規則ハ号規定第14条

九州朝鮮高校では、文部科学省の指示に従い、申請に必要な書類を期限内にすべて提出しており、第14条の要件を充たす。

セ 以上のとおり、九州朝鮮高校は「指定規定」の各要件をすべて充たしていることから、高校無償化の対象校として認定されなければならないにもかかわらず、文部科学大臣は、2013年（平成25年）2月20日、九州朝鮮高校を無償化の対象校として認めない処分をした。当該文部科学大臣の対応は、無償化等の関連法規に反しており、明らかに違法である。

(3) 小括

以上のとおり、被告によるハ号の削除及び朝鮮高校の不指定は極めて不合理である。原告らの平等権、中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利、民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利を侵害し、憲法13条、14条、26条、98条、各種国際人権条約、無償化法に違反し、違憲・違法である。

第5 損害論

1 慰謝料

原告生徒らは、被告の上記各違法違憲な行為によって、甚大な精神的苦痛・損害を被った。その各原告生徒らが受けた精神的損害は金10万円を下らない。

よって、各原告生徒らは各自の精神的損害を慰謝するための慰謝料として、金10万円を各々請求する。

2 弁護士費用

また、原告生徒らは、被告の上記不法行為によって、弁護士に委任して本訴を提起せざるを得なくなった。

本件と相当因果関係にある弁護士費用としては、各原告生徒一人あたり金1万円が相当である。

3 まとめ

よって、原告生徒らは、別紙請求金額目録のとおり、各自金11万円を各々請求する。

第6 最後に

- 1 当然のことであるが、原告らは皆、一人の高校生であり、一人の高校生であった。多くの日本人がそうであるように、原告らにとっても、高校時代は、忘れられぬ青春時代である。

被告による朝鮮高校無償化除外は、原告らの青春に大きな傷を残した。その傷は、朝鮮高校に通う生徒のみを襲い、今もなおその傷は回復されていない。

原告らは、被告から傷つけられながらも、朝鮮高校に通うことは、日本の高校に通うことと何ら相違なく、何ら差別されるいわれはないことを明らかにするために、本件提訴に踏み切った。

高校時代、青春時代に、民族も国境も関係ない。朝鮮高校に通う生徒は、これからの日本社会を担っていく大切な人材でもある。被告が、これからの未来を担う原告を「差別」という武器で傷つけることは到底許されない。

国際連合や日弁連、各弁護士会の声明にあるように、被告が朝鮮高校だけを無償化の対象から除外することは、違憲・違法であることは明らかであるにもかかわらず、被告は一向にその姿勢を改めようとしない。

朝鮮高校に対する「差別」を是正するためには、司法による適切な判断によらざるを得ない。人権最後の砦ある裁判所の判断によって、朝鮮高校に通う生徒が「差別」から救い出されることを切に願う。

- 2 よって、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、各自11万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで民法所定の利率である年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり。

付 属 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 67通 |
| 3 | 甲号証の写し | 各2通 |